

鋼 船 規 則

鋼 船 規 則 検 査 要 領

CS 編

小型鋼船の船体構造及び
船体艤装

鋼船規則 CS 編
鋼船規則検査要領 CS 編

2014 年 第 1 回 一部改正
2014 年 第 1 回 一部改正

2014 年 2 月 26 日 規則 第 4 号／達 第 3 号

2013 年 7 月 29 日 技術委員会 審議

2013 年 9 月 24 日 理事会 承認

2014 年 2 月 21 日 国土交通大臣 認可

ClassNK

一般財団法人 日本海事協会

鋼船規則

規
則

CS 編

小型鋼船の船体構造及び船体艤装

2014 年 第 1 回 一部改正

2014 年 2 月 26 日 規則 第 4 号

2013 年 7 月 29 日 技術委員会 審議

2013 年 9 月 24 日 理事会 承認

2014 年 2 月 21 日 国土交通大臣 認可

2014 年 2 月 26 日 規則 第 4 号
鋼船規則の一部を改正する規則

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

CS 編 小型鋼船の船体構造及び船体艤装

21 章 ブルワーク，ガードレール，放水設備，舷側諸口， 丸窓，角窓，通風口及び歩路

21.9 乗降設備

21.9.1 を次のように改める。

21.9.1 一般

総トン数 ~~500~~300 トン以上の船舶には，本会が特に認める場合を除き，停泊中及び停泊に関連する作業時に使用する適当な乗降設備を備えなければならない。

附 則

1. この規則は，2014 年 2 月 26 日（以下，「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に船舶に搭載された乗降設備については，この規則による規定にかかわらず，なお従前の例によることができる。

鋼船規則検査要領

CS 編

小型鋼船の船体構造及び船体艤装

要
領

2014 年 第 1 回 一部改正

2014 年 2 月 26 日 達 第 3 号

2013 年 7 月 29 日 技術委員会 審議

2014 年 2 月 26 日 達 第 3 号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

CS 編 小型鋼船の船体構造及び船体艀装

CS1 通則

CS1.1 適用及び同等効力

CS1.1.1 を次のように改める。

CS1.1.1 適用

-1. *Coasting Service* として登録を受ける船舶の部材寸法等の軽減

((1)から(10)は省略)

~~(11) 国際航海に従事しない船舶にあつては、規則 C 編 23.9 及び CS 編 21.9 の適用上、
C23.9 の規定に適合する必要はない。~~

(12) 国際航海に従事しない船舶にあつては、規則 C 編 27.4 及び CS 編 23.3 を適用する
必要はない。

(13) 国際航海に従事しない船舶にあつては、規則 C 編 31A 章及び 34.2 並びに C25.2.1-2.
を適用する必要はない。

(14) 国際航海に従事しない船舶にあつては、規則 C 編 35.2 及び CS 編 26.2 を適用する
必要はない。

(15) (省略)

-2. *Smooth Water Service* として登録を受ける船舶の部材寸法等の軽減

((1)から(12)は省略)

~~(13) 国際航海に従事しない船舶にあつては、規則 C 編 23.9 及び CS 編 21.9 の適用上、
C23.9 の規定に適合する必要はない。~~

(14) 国際航海に従事しない船舶にあつては、規則 C 編 27.4 及び CS 編 23.3 を適用する
必要はない。

(15) 国際航海に従事しない船舶にあつては、規則 C 編 31A 章及び 34.2 並びに C25.2.1-2.
を適用する必要はない。

(16) 国際航海に従事しない船舶にあつては、規則 C 編 35.2 及び CS 編 26.2 を適用する
必要はない。

(17) (省略)

-3. *Restricted Greater Coasting Service* として登録を受ける船舶の部材寸法等の軽減

~~(1) 国際航海に従事しない船舶にあつては、規則 C 編 23.9 及び CS 編 21.9 の適用上、
C23.9 の規定に適合する必要はない。~~

(2) 国際航海に従事しない船舶にあつては、規則 C 編 27.4 及び CS 編 23.3 を適用する
必要はない。

(3) 国際航海に従事しない船舶にあつては、規則 C 編 31A 章及び 34.2 並びに C25.2.1-2.

を適用する必要はない。

(43) (省略)

-4. 国際航海に従事しない船舶については、前-1.から-3.に該当しない場合であっても、当該船舶の航海の態様等を考慮して本会が適当と認める場合、規則 C 編 34.2 を適用する必要はない。

-5. 国際航海に従事しない船舶にあつては、規則 C 編 34.2.2 及び C25.2.1-2.を適用する必要はない。

-6. 国際航海に従事しないばら積貨物船にあつては、規則 C 編 35.2 を適用する必要はない。

-7. 国際航海に従事しない船舶にあつては、規則 CS 編 23.2 及び規則 C 編 27.2 を適用する必要はない。

~~-8. 国際航海に従事しない船舶にあつては、規則 C 編 23.9 及び CS 編 21.9 の適用上、C23.9 の規定に適合する必要はない。~~

~~-98.~~ 国際航海に従事しない船舶にあつては、規則 C 編 27.4 及び CS 編 23.3 を適用する必要はない。

~~-109.~~ 規則 CS 編 1.1.1-5.の適用上、規則 C 編 31A.1.2-1.(2)に規定するばら積貨物船であつて総トン数 500 トン以上のものにあつては、規則 C 編 31A.6.1-3.及び 34.2.1-3.並びに C25.2.1-2.を適用すること。この場合、 L_f が 65 m 未満の船舶への適用にあつては、C31A.1.2 中の「ローディングマニュアル」を「規則 U 編 1.2.1-1.で要求される復原性資料」と読み替えること。また、規則 C 編 34.2.1-3.を適用する必要はない。

附 則

1. この達は、2014 年 2 月 26 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に船舶に搭載された乗降設備については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。